

2022年4月13日

「むさしの後見制度支援信託」の取扱開始について ～後見制度を利用されているお客さまの財産管理をサポート～

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2022年4月15日（金）より、「むさしの後見制度支援信託」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

本信託商品は、後見制度を利用されているお客さまの財産を保護し、生活の安定に資することを目的とするものです。

後見制度による支援を受ける被後見人の方の財産のうち、通常使用しない金銭を信託いただく商品であり、信託の締結、一時金の交付、信託の変更や解約手続きは家庭裁判所の発行する指示書に基づいて実施されます。

また、信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象であることから、被後見人の方の財産を安全・確実に管理することができます。

当行では今後も、お客さまの資産承継や相続に関する様々なニーズにお応えするサービスの提供に取り組んでまいります。

《商品の概要》

商品名	むさしの後見制度支援信託
対象	法定後見人が選任されている成年被後見人、または未成年被後見人で、利用について家庭裁判所の指示書がある方
信託金額	1円以上（1円単位）
信託期間	信託期間の定めなし（ただし、未成年被後見人の方の場合、受益者が成年に達した日まで）※中途・一部解約原則不可
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・信託された金銭の中から、家庭裁判所の発行する指示書に基づき、後見人が管理する預貯金口座に対して、ご本人の生活費用などの支出に充当するための「定期交付」や、ご本人の医療目的などの臨時支出に充当するための「一時金の交付」を行います。 ・信託された金銭は元本保証で安定的に運用します。また、預金保険制度の保護対象となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
ソリューション営業部 信託コンサルティンググループ 熊本 章二
TEL (048) 641 - 6111 (代)